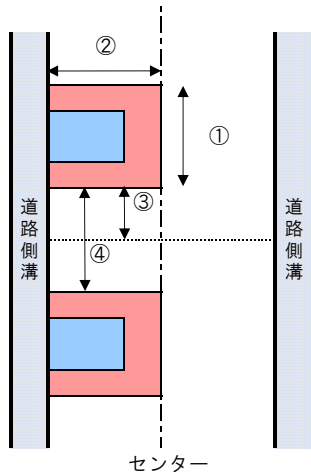


■米原市道路路面復旧基準(別紙)

令和7年7月1日

■ 仮復旧 ■ 本復旧

4. 0m以上の道路の場合・・・



掘削による周辺地盤への影響を考慮し、掘削深から45度に立ち上がった範囲を本復旧範囲とするが、この範囲が下記①②の範囲内になる場合、①②を最低の復旧範囲とする。

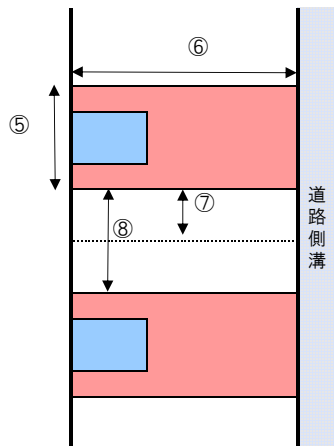
- ① 縦断方向の本復旧の最小復旧幅は2.0m以上とする。
- ② 横断方向の最低復旧幅は半幅とする。
- ③ 絶縁線（縦断方向）までの距離が1.2m未満の場合には、その部分も影響範囲に含めることとする。
- ④ 隣接する影響範囲（縦断方向）の距離が3.0m未満の場合、その部分も影響範囲に含めることとする。

掘削深から45度に立ち上がった範囲が上記①②を越える場合には、道路管理者が現地確認を行い、別途指示することとする。

影響範囲に近接する箇所に明らかな掘削の影響によるクラックや凹凸があり、振動や騒音等が懸念される場合には、その範囲までを復旧範囲とする。

縦断方向に掘削延長が10.0m以上となる場合には、別途道路管理者と現地確認を行い、復旧範囲を決定することとする。

4. 0m未満の道路の場合・・・



掘削による周辺地盤への影響を考慮し、掘削深から45度に立ち上がった範囲を本復旧範囲とするが、この範囲が下記⑤⑥の範囲内になる場合、⑤⑥を最低の復旧範囲とする。

- ⑤ 縦断方向の本復旧の最小復旧幅は2.0m以上とする。
- ⑥ 横断方向の最低復旧幅は全幅とする。
- ⑦ 絶縁線（縦断方向）までの距離が1.2m未満の場合には、その部分も影響範囲に含めることとする。
- ⑧ 隣接する影響範囲（縦横断方向）の距離が3.0m未満の場合、その部分も影響範囲に含めることとする。

掘削深から45度に立ち上がった範囲が上記⑤を越える場合には、道路管理者が現地確認を行い、別途指示することとする。

影響範囲に近接する箇所に明らかな掘削の影響によるクラックや凹凸があり、振動や騒音等が懸念される場合には、その範囲までを復旧範囲とする。

縦断方向に掘削延長が10.0m以上となる場合には、別途道路管理者と現地確認を行い、復旧範囲を決定することとする。

※ 上記の基準では判断がつかないような事案（交差点等）は、道路管理者の指示のもと復旧すること。
なお、路肩部に近接する範囲を復旧する場合には、路肩部も含めて本復旧すること。